

火山災害防止に関する緊急要望

平成26年9月27日、突然噴火した御嶽山の火山災害は、死者57名、負傷者69名、行方不明者6名（平成26年11月6日現在）という戦後最悪の人的被害をはじめ、降灰による農作物等への被害をもたらした。現在も活発な火山活動が継続的に続いていることから、今後も噴火に対する嚴重な警戒が必要である。

火山災害から尊い生命を確実に守るため、火山防災体制の充実強化はまさに喫緊の課題である。

国、地方が緊密な連携を図り、一体となって火山災害防止対策を推進できるよう、国においては、下記事項について緊急に実現を図ること。

記

1 観測・監視体制の充実強化

火山噴火の予兆現象をよりの確に把握し、迅速な避難等に結びつけられるよう、観測機器の設置強化や専門家による助言体制等を含めた観測・監視体制の充実強化を図ること。

2 噴火警戒レベルの見直しと迅速な情報連絡体制等の強化

火山噴火発生前に、地元町村が、住民、登山者、観光客等に対し、迅速に情報を発信し的確な避難指示等の対応ができるよう、より詳細で具体的な噴火警戒レベルの設定を検討するとともに、国、都道府県、地元町村の連絡・連携体制の一層の強化を図ること。

3 二次被害への対応

事後的に発生が予想される豪雨等による土石流災害等に対する被害を最小限に止めるための措置についても早急に対策を講じること。

4 火山情報の周知

平常時から広く国民に対し、噴火警戒レベル等の火山に関する情報の周知徹底を図ること。

5 避難・救助活動、降灰被害等への財政支援措置

関係町村が負担している避難・救助活動等に係る経費、降灰等による農作物への被害等に関して、適切な財政支援措置を講じること。

平成26年11月

全国町村会長
藤原忠彦